

2013 年 08 月 30 日

「LT会」会報第 13-11 号(総 130 号)

上海 LT コンサルティンググループ

税務当局による工会経費代理徴収の現状

7 月 17 日、広東省総工会、広東省地方税務局は連名で「工会経費に関する公告」を公示した。これにより、7 月 1 日に施行された「広東省工会費徴収管理暫定弁法」に基づき、2013 年 7 月から工会設立準備金を含む広東省工会経費(以下「工会経費」という。)を地方税務局が統一的に代理徴収することが明確にされ、広東省内の企業は工会未設立の場合を含め、前月分の工会経費を所在地の地方税務局に対し直接申告・納付することとなった。納付金額は当該法人又は企業の前月の全従業員の給与総額の 2%となる。ただし、その後議論を経て、広東省総工会は 8 月 12 日付通達で「25 人未満で工会未設立の企業からは工会経費を徴収しない」旨を通知した。

以前「外資企業は「工会」(労働組合)を設立する義務があるか」(LT 会会報第 13-03 号)で説明した通り、「工会法」は企業に対し工会設立を義務づけておらず、工会未設立に対する罰則規定もない。つまり、自社の従業員が工会設立を望まない限り、工会が設立されていなくても違法とはならないのである。にもかかわらず、広東省だけでなく、いくつかの地方では工会経費が税金と同じように半強制的に徴収されているのである。

「中華人民共和国工会法」第 42 条は「工会のある企業・事業単位・機関は、毎月従業員の給与総額の 2%を組合費として徴収する」と規定している。同様に「中国工会定款」第 37 条は「工会のない企業・事業単位・機関及びその他の社会組織は、給与総額の 2%を工会設立準備金として上部組織に納付する」と規定している。これらの条文を根拠に、工会の有無に関わらず、従業員の給与総額の 2%を工会経費または工会設立準備金として納付させる地方が多いようである。また、工会法には工会経費の徴収方法に関する明確に定めはなく、工会経費を地方税務局が代理徴収することも禁じていない。したがって、法的には、地方税務局による工会経費の代理徴収が非合法とは言い切れないのである。

上海市では基本的には工会経費を上部組織に直接納付する形になっている。これに対し、江蘇省の南京市、無錫市、常州市及び鎮江市の全域と蘇州市と南通市の一部では、すでに地方税務局による工会経費の代理徴収が実施されている。ただし、南通市市区では国家税務局による代理徴収、蘇州工業園區では上部組織への直接納付となっている。この他、遼寧省、山東省、陝西省、湖南省、広西省、雲南省、北京市、天津市等において、地方税務局による工会経費の代理徴収が行われていることが弊社の調査により確認された。

以上